

－ 検証事例① －

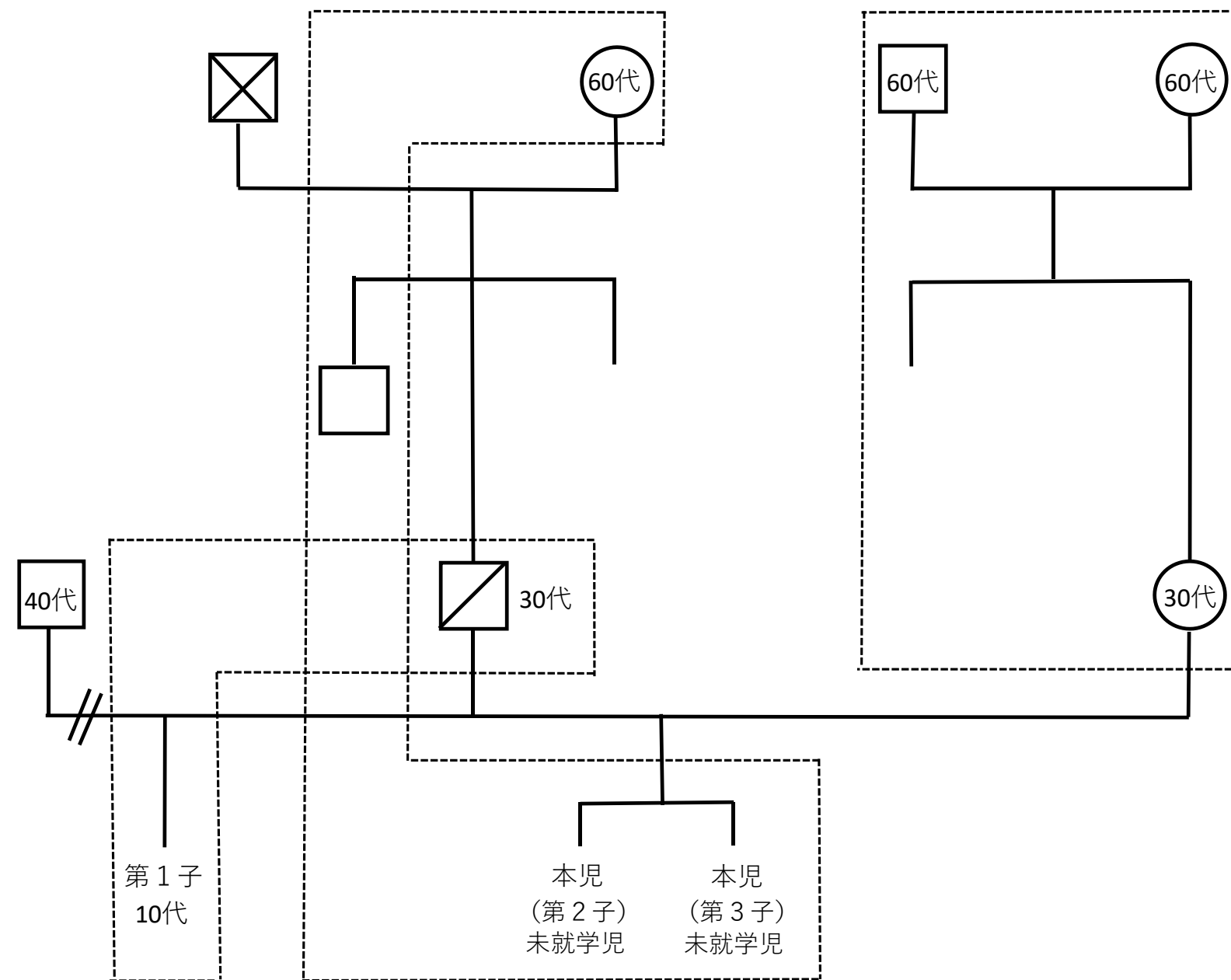
実母と別居中の未就学のきょうだいが 実父による無理心中により死亡した事例



こども家庭審議会児童虐待防止対策部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

納米 恵美子

実母と別居中の未就学のきょうだいが実父による無理心中により死亡した事例



実父、実母、
第1子、第2子、第3子の5人家族

事案発生時は、第2子と第3子は、
父方親族と同居

第1子は実父と自宅で同居、実母は
母方親族と同居していた。

事例概要

親族が自宅で倒れている実父、第2子及び第3子を発見し通報した。
搬送先の病院で3人の死亡が確認された。

本事例は、実父母や近隣からの「両親間における暴力」による警察への通報が5年間で合計18回あり、うち9回が児童相談所への通告であった。

児童相談所はその都度、家庭訪問や面接等により注意喚起を行い、「助言指導」
終結とし、虐待対応担当部署、母子保健担当部署が中心となって、要保護児童
対策地域協議会による見守りを行っていた。

事例を理解するための情報

- 実父と実母の暴力を伴う葛藤的關係は遷延化しており、実父は第2子、第3子との關係を介してかろうじて実母との關係を維持していたと考えられる。
- 第2子の乳幼児健診時に、実母からこどもが実父の言動にひどく不安がったり恐れたりすることがあること、実父が自分の考えに反抗・否定されると機嫌が悪くなり暴力的な言葉を使うので心身が不調であるといった主旨の発言があった。
- 保育所では、第3子の癩癩や寝つきの悪さ、一斉指示が通らない、言葉の遅れ等が心配されていた。
- 実父は第1子を反省させるために車外に放置したり、食事を与えないよう実母に指示する、第1子と実母を明け方まで叱責するなどの不適切な養育があった。

- 実母が指示通りにしなかったことに実父が怒り、「第2子と川に飛び込む」など、実父の衝動性を彷彿させる発言もあった。
- 実母から離婚することを決意したと発言があった。
- 実父は離婚調停の通知が届くことが不安で心身とも不調であった。
- 実父は実際に監護権を争う文書が届いた際には内容にショックを受けたが、現在は立ち直り、監護権を争うといった主旨の発言があった。
- 実母がこどもの監護者であることの指定と、こどもの引き渡しに関する家庭裁判所の決定があった。
- こどもの引き渡しの前日に実父、第2子及び第3子が無理心中により死亡した。

関係機関等

主な対応

児童相談所

警察からの通告を9回、面前DVによる心理的虐待及び養護その他として受理その都度、家庭訪問や面接等により「助言指導」終結とした。個別ケース検討会議の開催を要請し、関係機関によるこどもの見守りとかかわり方の改善、夫婦間で暴力のない関係を構築していくよう保護者支援の方針を確認した。

母子保健担当部署

「要支援妊婦」と判断し、妊娠届出時から支援を開始
出産後も継続支援とし、母子保健事業で状況を確認し、関係者に情報提供を適宜行った。第2子の乳幼児健診では、実父との関係によるストレスで心身の不調を訴えていた実母に育児相談等の案内を行い、児童虐待担当部署の家庭訪問や面接に同行した。

虐待対応担当部署

※要対協調整機関

本事例の主担当として、関係機関での見守りを継続
所属先等の関係機関から情報収集を行い、児童相談所や母子保健担当部局と連携して実父母の面談や電話相談を行った。個別ケース検討会議4回（最終開催は死亡の2年前）、実務者会議（年6回）を開催し、情報共有と支援方針の確認を行った。

関係機関等

主な対応

警察

実父母や近隣住民から合計18回の通報に対応。うち9回は児童相談所に通告
通常業務の流れの中で定期的な面接や電話など、夫婦間の仲裁、注意喚起や助
言を行った。

こどもの所属先 (保育所、小学校)

虐待対応担当部署からの依頼による継続的な見守り支援

保育所は実母の気になる言動や連絡帳の記載内容のほか、第3子について痙攣
や寝つきの悪さ、一斉指示が入らない、言葉の遅れ等について複数回、情報提
供を行った。小学校は実母から得た情報や第1子の登校状況等を逐次、虐待対
応担当部署と共有した。

配偶者暴力 相談支援センター

DVに関する実母からの相談に対応

その結果について、虐待対応担当部署に情報提供した。

課題

要因（抜粋）

課題 1

D V 構造と子どもへの影響
についての理解の促進

- ・ D V の背景に実母と実父の間にパワーバランスの不均衡、支配的な関係性があるという認識の不十分さ
- ・ アセスメントや支援が形骸化する危険性
- ・ これまで以上の大きな事態には発展しないだろうという自動的な予測、期待

課題 2

「こどもの話を聴く」という
ことを意識した対応の強化

- ・ 実父母から分離した状況下で子どもから、直接話を聴くことができなかった。
- ・ 子どもが自分の意思を表現しない中で、生活を維持させられている状況と考え、顕在化していないニーズがあることの意識の不十分さ

課題 3

一つひとつの対応から各機関の強み
を生かした伴走型支援への転換と
適切な支援方針の見直しの必要性

- ・ 問題が表出していない時期も含む継続的な相談支援とする必要性
- ・ 警察と児童相談所の役割分担の不明確
- ・ 不適切な養育という観点で児童相談所と情報共有し、一時保護を念頭に置いた検討の必要性

課題 4

父親へのサポートの充実

- ・ 子育て中の父親への相談、支援という観点で相談対応や相談勧奨の機会をつくることの必要性
- ・ 家族システム、家族力動の変化に応じたサポート、情報提供の必要性

課題 1

D V 構造と子どもへの影響についての理解の促進

各機関における再発防止のための着眼点とポイント

- D V の構造や D V が及ぼす被害者の心身への影響を踏まえた理解が必要
 - 子どもが D V を目撃したことの衝撃に加えて、直接に見ていなくても暴力を受けている親の養育能力の低下や加害者が強いる不適切な養育により、子どもの成長発達へ及ぼす影響がある。
- ➡ この点を視野に入れたアセスメントと必要な支援方針の見直しが必要



それぞれの機関がアセスメントの再検討や支援方針の見直しの必要性を判断すべきタイミングはどこだったのか。



それぞれの機関がアセスメントの再検討や支援方針の見直しの必要性を判断すべきタイミングはどこだったのか。

母子保健担当部署

乳幼児健診において、専門職等の情報をもとにDVが及ぼす保護者のメンタルヘルスやこどもの発育・発達や生活習慣などの影響について、アセスメントを行い、要対協の主担当ではなくとも、必要な支援方針の見直し等について伝えることが重要である。

保護者のSOSを健診のみで完結せず、次の地区担当保健師の支援につなげる。

虐待対応担当部署

実父母からの要求や訴えがあった場合の対応に終始せず、家族全体のニーズを踏まえた継続的な相談支援を行うことが重要である。

不適切な養育については、表面化しているものだけでなく、感情の揺れによって発せられる言動、衝動性を彷彿される言動にも注意することが重要である。

児童相談所

本事例で予測すべき展開として、DVの構造が崩れるとき、それがDV関係の解消という被害者側にとっての肯定的な構造の変化としてのアセスメントに留まらないことが重要である。

加害者側にとっての構造の変化についてもアセスメントし、そのリスクを検討することが必要である。

母子保健担当部署

乳幼児健診において、専門職等の情報をもとにDVが及ぼす保護者のメンタルヘルスやこどもの発育・発達や生活習慣などの影響について、アセスメントを行い、要対協の主担当ではなくとも、必要な支援方針の見直し等について伝えることが重要である。

保護者のSOSを健診のみで完結せず、次の地区担当保健師の支援につなげる。

(例)

保育所から、こどもの癩癢や寝つきの悪さ、一斉指示が入らない、言葉の遅れ等の状況を把握し、保育所への同行訪問を実施

➡ その後に母子保健を主体とする訪問等により、生活環境や養育によるこどもへの影響等を明らかにし、こどもの発育発達に焦点化した支援方針の見直しについて、提案するなどが望まれる。

第2子の乳幼児健診時に、実母は「実父が自分の考えに反抗、否定されると機嫌が悪くなり、暴力的な言葉を使うことなどから実父との関係による心身の不調がある」といった主旨の発言があった。その際には心理士から実母の自立について助言している。

➡ 健診後には、その助言をどう受け止めたのか、心身の不調の軽減につながったのかを確認するなど、健診から個別支援につなげるアプローチが重要である。

事例を踏まえた地方公共団体への提言

提言 1

D V 構造の理解と子どもへの影響を踏まえた対応の強化

提言 2

子どもを中心においたニーズ把握とアセスメントの徹底

提言 3

複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

提言 4

一時保護実施の適切なアセスメント

提言 5

子育て中の父親支援という視点に立った対応

事例を踏まえた地方公共団体への提言

提言 1

D V 構造の理解と子どもへの影響を踏まえた対応の強化

(抜粋)

- ・ D V の構造や被害者に及ぼす心身への影響を踏まえた理解が必要である。子どもに対しては、D V を目撃したことの衝撃に加えて、直接に見ていなくても暴力を受けている親の養育能力の低下やその親に加害者が強い不適切な養育などにより、子どもの成長発達へ及ぼす影響を視野に入れたアセスメントと支援方針の見直しが必要である。
- ・ D V 関係の解消という肯定的な構造の変化においても、危機的なリスクが孕んでいることを改めて認識し、ケースを俯瞰的に捉え、慎重な対応をしていくことが重要である。
- ・ D V 対応においては、相談から自立支援に至るまでの切れ目のない被害者支援が必要であり、その一環として、加害者に自らの暴力の責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぐための取組も重要である。

D V が背景にある事例の対応ポイント

- D V は、「**身体的暴力**」だけではなく、脅迫や人格否定の暴言など「**精神的暴力**」、性行為の強要、避妊に協力しないなど「**性的暴力**」、生活費を渡さない、仕事を制限するなど「**経済的暴力**」のほか、親族や友人との交友関係を制限する、行動を監視するなど「**社会的暴力**」などがある。
- D V はさまざまな形態の暴力が重複しながら、長期にわたり継続することが特徴である。「暴力の爆発期・ハネムーン期・緊張の蓄積期」のD Vにおけるサイクルが繰り返されるなかで、徐々に状況が悪化していく場合が多い。
- D V 関係の解消という肯定的な構造の変化においても、危機的なリスクが孕んでいることを改めて認識し、ケースを俯瞰的に捉え、慎重な対応をしていくことが重要である。

D V と こ ども の 虐 待 が 併 存 す る 事 例 の 特 徴

- D V が起きている場合、こどもは加害親からの直接の虐待や加害親・被害親双方からの虐待、加害親に支配された被害親からの虐待を受ける可能性があり、こどもの安全は身体面はもとより心理面においても著しく損なわれる。**D V による被害親への影響を理解し関係機関と連携しつつ、こどもの安全を最優先して対応する**必要がある。
- 両親とこどもを含む家族間の暴力・虐待は相互に関連し合っており、こどもへの影響を検討するうえでは、**家族全体の状況を包括的にアセスメントする**必要がある。
- **D V の被害を長年受け続けることによる親としての自信の喪失や心身の不調等のダメージを支援者が正しく理解し、実母への心理教育や安全プランを実母と共に検討することの重要性**を関係機関が共有しておく必要がある。
- 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図るため、D V 防止法に基づき、暴力の被害者に対して相談・支援を行う行政機関である。D V と虐待の重複事案は、特に配偶者暴力相談支援センター等の**D V 被害者支援機関及び警察と情報を共有**したうえで、相談状況から考えられる展開を予測し、継続的なソーシャルワークについて関係機関で役割分担しつつ連携して対応することが必要である。

こどもへの影響

- DVを目撃したことの衝撃に加えて、直接に見ていなくても暴力を受けている親の養育能力の低下や加害者が強いる不適切な養育方針等により、安全で適切な養育を受けることができていない可能性やこどもの成長発達へ及ぼす影響を視野に入れたアセスメントを行う必要がある。
- 支援機関からみるとDV構造の中で繰り返し同様の紛争が続いているように見えるがこどもはその環境に置かれ続けているということがこどもに大きな影響を与えていることを認識しておく必要がある。

➡ DVが子どもに与える心理的影響

- 生活のなかで繰り返されるトラウマの影響
- 安全感の喪失、罪悪感・無力感
- 楽しいことがいつ崩れるかわからない不安
- 暴力での解決モデル
- 権力支配のモデルと保身

DVと児童虐待が併存する案件において 確認すべきチェックリスト（子どもの様子・状況）

- 養育者の前では過度に緊張したり、顔をうかがったりしている。
- 養育者に会うことや、関わることを避けようとする。
- 自分が悪い子であるため、養育者から暴力・暴言、ネグレクトを受けたと思っている。
- 養育者以外の大人に対しても恐怖を感じている。
- 異性の養育者との距離感が極端に近い。
- 役割の逆転（子どもの親化、親の幼児化など）が生じている。
- 日常の交友や遊びの中で、乱暴な口調や暴力的なコミュニケーションがみられる。
- 他者に対して、否定的に考え、信用できないと感じている様子がある。
- 「暴力は、被害者が悪いからだ」「自分の意思を示すために暴力をふるってもよい」「男は支配権を握り、女は服従すべき」などの考えが子にも伝わっている。
- 家族が分裂したように感じて、父側につくか、母側につくかを意識する。
- 家族に起きた問題が、一人の子どものせいにされている。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果について（第16次報告）

【特集 「実母がDVを受けている」事例（一部抜粋）】

- ・全体の結果について、都道府県等に対する調査により把握した内容をみると「実母がDVを受けている」経験が「不明」である事例が半数以上を占める。対象とした事例には日齢0日での死亡など、家庭の詳細な状況を把握することが難しい事例も含まれているが、**子ども虐待に対応している関係機関がDVの情報を十分に把握できていない可能性も考えられる。**
- ・子どもの安心・安全を第一とする児童福祉の関与において、家庭内におけるDV被害の積極的な調査やかかわりは困難を感じるかもしれない。しかし、**DVがある家庭での子どもへの影響を念頭に、児童福祉の場面においても、DVがある家庭での家族の関係を包括したアセスメントや支援の実施**を心がける必要がある。
- ・その際、DV被害者の「暴力がなくなったから」などの発言を根拠に「現在は暴力がなくなったので問題ない」といったアセスメントではなく、**DVがある家庭における「支配者」と「被支配者」という関係性を念頭に対応する**必要がある。
- ・関係機関間の役割分担に際しては、要保護児童対策地域協議会等の活用が考えられるが、その際、既に要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に示されているとおり**事案に対する主担当と、関係機関間で情報を共有すべき徴候などを、事前に申し合わせておく**ことも重要である。
- ・DV被害者は“自分が暴力を受けている”という関係性に気付いていない場合もあることから、子ども虐待に対応する機関においては、DVを受けている保護者に対して、子どもを守れていない状況があることを伝えていくとともに、関係機関との連携のもと、DVの加害者や被害者がその関係から回復していくためのエンパワーメントについても検討してほしい。

【 参 考 】

- 男女間における暴力に関する調査報告書（令和6年3月公表 内閣府男女共同参画局）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
（令和5年9月8日付け内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）
- 令和4年度配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業
「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」
- 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告の収集・分析に関する調査研究」
- 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「DV対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン（全体版）」